

移住定住者空き家活用型・市民空き家活用型リフォーム補助金

FAQ（よくある質問）

1 申込及び受付について

Q1-1 この事業の申込方法は？

A1-1 交付申請書に添付書類を添えて、下記募集期間内に名張商工会議所（名張市南町 822 - 2 名張産業振興センター 3F）へご持参ください。

募集期間 ※期間内必着

令和3年5月10日（月）～令和3年9月30日（木）の期間の平日 8時30分～5時まで

Q1-2 提出書類は？

A1-2 交付申請書に記載しています必要書類を提出してください。

Q1-3 多数の申込みがあった場合、先着順で対象者を決定するのか？

A1-3 予算の範囲内において先着順で申請を受け付けます。ただし、「市民空き家活用型リフォーム」においては、申請開始日から2週間の間は申請をお預かりし、状況によっては、抽選方式に切り替える場合があります。

Q1-4 世帯で複数申請してもよいのか？

A1-4 世帯で1申請の応募をお願いします。同じ氏名や、同じ住所地の申請を複数確認した場合は、1申請とします。

Q1-5 この事業は例年実施の事業か？

A1-5 本事業は新しい生活様式に役立てるための住宅環境の改善促進とともに新型コロナウイルスに対する経済対策として建設業者等を支援するため実施するものなので、例年実施をするものではありません。今後の状況に応じて実施を検討します。

2 改修工事について

Q2-1 対象となる改修工事は？

A2-1 原則として住宅等の本体、付随するもの及び外構の改修工事が対象となります（一部対象外）。設置や組立のみといった工事を伴わないものについては対象外です。詳細は別表1の対象工事一覧をご覧ください。なお、実施に際しては建築基準法をはじめ、各種法令を順守してください。

○

【新しい生活様式に役立てるもの<在宅ワークスペースの確保、人的接触の低減、換気に配慮した改修、花壇などの環境整備、居住空間の快適さを高める工事、自然災害、安全対策に関する改修工事または、住宅関連事業者支援として取付等工事が発生するもの】

- ① 屋根、雨どい、外壁・内壁、間仕切り、天井、床、階段、土台、基礎、庭（造園）、玄関ポーチ、バリアフリー工事（手すり、段差の解消、廊下等の拡張、エレベーター等の設置）等の改修・補修・塗装等
- ② 工事の伴うカーテンボックス、照明器具（引掛けシーリングタイプは対象外）、換気扇、レンジフード、バルコニー・ウッドデッキ・パーゴラ、じゅうたん、カーペット（置くだけは対象外）、造作家具（大工工事を伴うもの）、ペレット、薪ストーブ、給湯器・ヒートポンプ給湯器・太陽熱温水器、システムキッチン、流し台、ガスコンロ・電磁調理器・食器洗浄機等（システムキッチンと一体のもの）洗面化粧台、便器、浴槽、洗面台、流し台等の設置・取り換え等
- ③ 網戸、ガラス、ドア、ふすま、障子、畳の設置・取り換え・張替え等
- ④ スイッチ、コンセント、電話、インターネット、テレビアンテナ、電気容量増設、給水、排水、ガス等の配管、堀、門、塀、柵（安全、防犯対策に資するもの）等の工事等

×

新築、別棟、車庫、物置、ペット関連の小屋などの工事、太陽光パネル、家電（エアコン、冷蔵庫、AV 機器等）、防犯システム、防犯カメラ、火災報知器、カーテン、カーテンレール、ブラインド、白アリ防除工事 等

Q2-2 すでに工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、補助の対象になるか？

A2-2 補助の対象になるのは未実施の工事のみです。必ず、申請書を提出して、補助金交付決定通知書を受け取ってから（補助金交付決定日以降に）、工事を始めてください。補助金交付決定日より前に契約・着工をした場合は、補助の対象外となります。

Q2-3 複数の工事をする予定があり、それぞれの工事を別々の市内施工業者に依頼しようと考えている。すべての工事が対象になるか？

A2-3 補助対象となるものであれば、すべての工事が対象になります。補助金交付申請書の施工業者記入欄には代表となる施工業者をご記入ください。なお、見積書は、施工業者すべてのものを提出してください。

申請ができるのは、1つの住宅（外構工事の場合は1つの敷地）につき1回だけですので、複数の工事をするときは、まとめて申請をしてください。

Q2-4 カーペットや、畳、薪ストーブ、換気扇、コンロなど、機械を購入し、施工業者による取付工事をしない場合は、補助の対象になるか？

A2-4 施工業者による取付工事を伴わないものは、補助の対象になりません。

Q2-5 補助の対象になる工事と補助の対象にならない工事を一緒にする場合の、どちらの工事にもかかる諸経費は、補助の対象になるか？

A2-5 諸経費のうち、補助対象工事に関するものだけが対象になります（金額等をもとに按分）。見積書には対象内外を区分できるような内訳を記載してください。

Q2-6 機械（エコキュート等）などをリースした場合、補助の対象になるか？

A2-6 リースした機械は、リース会社などが所有者になるので、補助の対象になりません。

Q2-7 廃材処分費は補助の対象になるか？

A2-7 補助対象工事に係るものであれば対象になります。

Q2-8 シロアリ防除工事は補助の対象になるか？

A2-8 補助の対象になりません。ただし、被害部分の改修や補強に係る工事は補助の対象になります。

3 補助対象について

Q3-1 空き家とは？

A3-1 名張市内にある住宅等（戸建て、アパート、マンション等）であり、1年以上の築年数があり、概ね1年以上継続して空き家の状態である建物です。

Q3-2 誰が申請対象になるのか？

A3-2 下記の要件で居住する自らが申請者となります。ただし、例外として売買契約又は賃貸契約を交わした空き家の所有者も申請対象となります。

※本人が申請する場合

（移住定住者空き家活用型の場合）転入前にあっては工事完了後30日以内に市内に転入届を提出する人か、転入後の方は、転入した日から1年以内に交付申請を行う人です。

（市民空き家活用型の場合）名張市に住民票がある住宅の所有者又は3親等以内の親族の人。

※売買契約又は賃貸契約を交わした空き家の所有者

（移住定住者空き家活用型・市民空き家活用型とも）

本人申請に該当する方が当該空き家に住まわれることが確定しており、売買契約または賃貸契約を令和3年4月1日（木）から補助金の交付申請日までに交わし、当該売買契約または賃貸契約において、移住定住者、転居者がリフォーム工事完了後30日以内に購入、借用することを約していることが必要です。（申請時に、住まわれる方の本人確認（運転免許証のコピー等）や確約書の提出をお願いすることがあります。）

Q3-3 店舗や事業所などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-3 補助の対象になりません。あくまでも、個人の方が住まいとする住宅等を対象としています。

Q3-4 店舗、事業所等と一体になっている住宅を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-4 住宅の部分にかかる工事のみ対象になります。店舗等の部分は対象になりません。

Q3-5 住宅と同一棟にある車庫、物置などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-5 住宅と同一棟である場合に限り、車庫、物置などの工事も対象となります。

Q3-6 自身が所有する借家や賃貸アパートに住みたいといっている別の人がおり住む前に工事したいが、補助の対象になるか？

A3-6 対象になります。ただし、概ね1年以上継続して空き家の状態である等の要件があります。

Q3-7 所有する貸マンション、貸アパートの複数の貸室を工事する場合は、補助申請の対象になるか？

A3-7 居住予定者が決まっていない貸室は貸室数にかかわらず、補助申請の対象になりません。アパート等に居住する予定者がいる場合は、その人の居住部分のみの工事に限り対象になります。ただし、概ね1年以上継続して空き家の状態である等の要件があります。

Q3-8 同一敷地内に複数の住宅等がある場合に、それぞれの住宅等について申請できるか？

A3-8 所有・居住を別の世帯がしていれば、それぞれの住宅等について申請できます。

Q3-9 市外や市内の別の場所に住んでいて、名張市内にある住宅をリフォームした後に転入、転居して住む場合は、申請することはできるか？

A3-9 申請できます。ただし、完了報告書・請求書提出時に、市外からの方は転入後の転入届、市内の方は転居地の住民票の写し等、居住が確認できる書類の提出が必要となります。

Q3-10 施工業者が、自分の所有する空き家を工事する場合、申請することはできるか？

A3-10 当該空き家に住まれる方の条件がかなっている場合は、申請することができます。ただし、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める場合があります。

Q3-11 経営している会社等、法人名義で空き家を所有し、賃貸ないしは、売買したい。補助対象になるのか？

A3-11 対象になります。ただし、概ね1年以上継続して空き家の状態である等の要件があります。

4 施工業者について

Q4-1 本店・本社が市外にあっても、市内に支店・営業所があれば、市内施工業者に該当するのか？

A4-1 市内施工業者には該当しません。市内施工業者とは、「名張市内に本社又は本店を有する法人で、名張市内に1年以上継続して所在しているもの」です。本店・本社が市外にある場合、市内施工業者には該当しません。

Q4-2 市内施工業者の指定等はあるか？

A4-2 市内施工業者について、会議所では特に指定しておりません。実施したい工事の内容等で施工業者をお選びください。

後日、対象となる市内施工業者一覧を会議所HPに掲載する予定ですので、参考にしてください。

5 申請、交付決定後の手続等について

Q5-1 申請した工事を取りやめることになった場合、どうすればよいか？

A5-1 計画廃止（中止）届（様式第5号）を名張商工会議所に提出してください。なお、申請を取り下げた場合でも提出いただいた書類については返却しませんのでご了承ください。

Q5-2 交付決定後、申請内容を変更することになった場合、どうすればよいか？

A5-2 交付決定の内容に変更が生じるようなものであれば、変更承認申請書（様式第3号）を、変更に係る書類と併せて提出してください。工事の内容が変更されるようであれば、見積書や平面図、改修箇所の写真等を提出いただきます。なお、交付額の変更は予算の範囲内で行います。また、補助金交付額の上限が「移住定住者空き家活用型」は100万円、市民空き家活用型は60万円なので、申請した工事に対して支払った金額（消費税及び地方消費税を除く）が「移住定住者空き家活用型」は300万円、市民空き家活用型は180万円以上であれば、変更はありません（※ 変更後の金額の見積書等を完了実績報告書提出時に添付していただきます。Q6-3参照）。

6 完了実績報告書について

Q6-1 完了実績報告書は、いつまでに提出すればよいか？

A6-1 必要書類を揃え、事業完了後30日以内に提出してください。なお、受け付けられるのは令和3年12月28日までとなります。

Q6-2 工事は完了したが、支払いがまだの場合、完了実績報告書を提出できるか？

A6-2 提出できません。完了実績報告書には領収書の写しの添付が必要です。

Q6-3 支払額が申請した見積額より少なかった場合は、どうなるのか？

A6-3 交付額が変わりますので、まずは変更承認申請書を提出し、変更の決定を受け、その後に完了実績報告書を提出してください。なお、補助金交付額に変更がないような場合は軽微な変更とみなしますので、実際の支払額に応じた書類（見積書、契約書及び領収書の写し）と併せて完了実績報告書を提出してください。

7 補助金の請求について

Q7-1 請求書提出後、どのくらいで補助金は振り込まれるのか？

A7-1 請求書提出していただいた月の翌月20日での振り込みを予定しています。20日が土、日、祝日に該当する場合は、翌営業日となります。

※ 完了実績報告書と同時に請求書の提出を可としていますが、請求日はあくまでも補助金交付確定通知日以後のものと扱います。

Q7-2 補助金の受け取り方法は？

A7-2 請求書にて指定された銀行口座へ振り込みます。

Q7-3 申請者以外でも補助金を受け取ることができるか？

A7-3 補助金を受け取ることができるのは申請者のみです。振込口座も申請者名義のものとなります。